

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 1 1 月 2 日提出

| | |
|--------------------------|---|
| 案件担当等 部 課 | 政策部政策課 |
| 案件名称 | 組織再編に伴う関係条例の制定及び一部改正の 基本方針について |
| 部門経営で 部会議した日 審議した日 | — |
| 資料の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 審議依頼事項 | 三浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び 三浦市部設置条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のと おり決定することについて |
| 現状と課題 | <p>1 生涯学習は、教育委員会が所掌する業務範囲だけではなく様々な場所や機会において行われており、市長が所掌する業務範囲に及んでいる。このため、教育委員会が所掌する文化、スポーツ及び生涯学習関係施設に関する業務を市長に移管して生涯学習業務を集約し、市長が所掌する市民協働やコミュニティづくりなどと合わせて推進し、文化・スポーツの振興を図りたい。</p> <p>2 防災及び特定事業推進については、担当部長を設置して執行に当たっているが、それぞれを所管する部相当の組織を設置し、組織の明確化を図りたい。</p> |
| 案件担当部課等の見解 | <p>別紙、基本方針のとおり三浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定及び三浦市部設置条例の一部を改正することとしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 3 年第 4 回三浦市議会定例会に議案として提出する。</p> |
| 総合計画及び予算との関係 | なし |
| 備考 説明員 | 矢尾板政策課長 |